

宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休２日工事」実施要領 新旧対照表（令和７年１１月）

< 改定後 令和７年１１月 >	< 現 行 令和６年１１月 >
宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休２日工事」実施要領 第１～第２【略】 （発注種別） 第３ 週休２日の種別は「現場閉所型」を基本とし、工期や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、「交替制」とすることができる。 <u>週休２日の区分は、「通期の週休２日」、「月単位の週休２日」、「週単位の週休２日」に分けるものとし、発注者は工事着手前に受注者に対して「週単位の週休２日」、「月単位の週休２日」に組み込むかを協議する。</u> <u>なお、発注種別・区分の定義は以下のとおりとする</u> （１）現場閉所型：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、１日を通して現場や現場事務所が閉鎖された状態とすることで休日確保の取組を行う。 （２）交替制：現場閉所を行うことが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を行う。 <u>（３）通期の週休２日：対象期間全体で、４週８休以上の休日を取得したと認められる状態。</u> <u>（４）月単位の週休２日：対象期間のすべての月で、４週８休以上の休日を取得したと認められる状態。</u> <u>（５）週単位の週休２日：対象期間のすべての週において、１週間に２日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態。</u> 【第Ⅰ編】現場閉所型 （用語の定義） 第４ 現場閉所型における次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。 （１）週休２日 対象期間を通じた現場閉所の日数が、<u>「週単位の週休２日」の場合は１週間に２日以上、「月単位の週休２日」及び「通期の週休２日」の場合は４週８休以上となることをいう。</u> （２）～（３）【略】 （４）４週８休以上 対象期間内の現場閉所日数の割合が 28.5%（８日／２８日）以上の水準に達する状態をいう。	宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休２日工事」実施要領 第１～第２【略】 （発注種別） 第３ 週休２日の種別は「現場閉所型」を基本とし、工期や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、「交替制」とすることができる。 （１）現場閉所型：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、１日を通して現場や現場事務所が閉鎖された状態とすることで休日確保の取組を行う。 （２）交替制：現場閉所を行うことが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を行う。 <u>【追加】</u> <u>【追加】</u> <u>【追加】</u> 【第Ⅰ編】現場閉所型 （用語の定義） 第４ 現場閉所型における次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。 （１）週休２日 対象期間を通じた現場閉所の日数が、４週８休以上となることをいう。 （２）～（３）【略】 （４）４週８休以上 対象期間内の現場閉所日数の割合が 28.5%（８日／２８日）以上の水準に達する状態をいう。

宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休２日工事」実施要領 新旧対照表（令和７年１１月）

< 改定後 令和7年11月 >	< 現 行 令和6年11月 >																									
<u>月単位の週休2日について、暦上の土日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に4週8休以上の閉所を行ったとみなす。</u> なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 （実施方法） 第5 発注者は、週休2日工事の実施に当たって、別紙2に基づき入札公告及び特記仕様書に、「週休2日工事」である旨及び工事の型式（種別）を明示するものとする。 2 発注者は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を現場閉所（以下「休工日」という。）とすることを前提とした工期設定を行うものとする。 3 受注者は、週休2日工事の対象期間を通して4週8休以上の休工日を確保するものとし、施工計画書の<u>法定休暇・所定休暇</u>の事項において当該工事が週休2日に取り組む旨を明示すること。（明示方法は任意とする。） 4～8【略】 第6【略】 （積算方法） 第7 発注者は、<u>当初発注時においては、補正係数なしで積算し、工事着手前に「通期の週休2日」、「月単位の週休2日」、「週単位の週休2日」のいずれかに取り組むか協議するものとする。受注者が、協議に基づき、「月単位の週休2日」又は「週単位の週休2日」に取り組み、達成した場合は、精算変更時に以下の補正係数及び第5項の補正係数に基づき、達成した区分に応じた補正係数を各経費に乗じて変更するものとする。</u> <table><tr><th></th><th><u>週単位の週休2日</u> <u>現場閉所</u> <u>1週間に2日以上</u></th><th><u>月単位の週休2日</u> <u>現場閉所率</u> <u>28.5%（8日/28日）以上</u></th></tr><tr><td>労務費</td><td><u>1.02</u></td><td><u>1.02</u></td></tr><tr><td>[削る]</td><td>[削る]</td><td></td></tr><tr><td>共通仮設費（率分）</td><td><u>1.05</u></td><td><u>1.04</u></td></tr><tr><td>現場管理費（率分）</td><td><u>1.06</u></td><td><u>1.05</u></td></tr></table>		<u>週単位の週休2日</u> <u>現場閉所</u> <u>1週間に2日以上</u>	<u>月単位の週休2日</u> <u>現場閉所率</u> <u>28.5%（8日/28日）以上</u>	労務費	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	[削る]	[削る]		共通仮設費（率分）	<u>1.05</u>	<u>1.04</u>	現場管理費（率分）	<u>1.06</u>	<u>1.05</u>	なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 （実施方法） 第5 発注者は、週休2日工事の実施に当たって、別紙2に基づき入札公告及び特記仕様書に、「週休2日工事」である旨及び工事の型式（種別）を明示するものとする。 2 発注者は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を現場閉所（以下「休工日」という。）とすることを前提とした工期設定を行うものとする。 3 受注者は、週休2日工事の対象期間を通して4週8休以上の休工日を確保するものとし、施工計画書の<u>その他</u>の事項において当該工事が週休2日に取り組む旨を明示すること。（明示方法は任意とする。） 4～8【略】 第6【略】 （積算方法） 第7 発注者は、<u>当初積算において4週8休以上の達成を前提とした以下の補正係数及び第5項の補正係数を各経費に乗じるものとする。</u> <u>なお、設計変更時において4週8休に満たない場合は、全ての補正分を減額変更するものとする。</u> <table><tr><th></th><th><u>4週8休以上</u> <u>現場閉所率</u> <u>28.5%（8日/28日）以上</u></th></tr><tr><td>労務費</td><td><u>1.02</u></td></tr><tr><td><u>機械経費（賃料）</u></td><td><u>1.02</u></td></tr><tr><td>共通仮設費（率分）</td><td><u>1.02</u></td></tr><tr><td>現場管理費（率分）</td><td><u>1.05</u></td></tr></table>		<u>4週8休以上</u> <u>現場閉所率</u> <u>28.5%（8日/28日）以上</u>	労務費	<u>1.02</u>	<u>機械経費（賃料）</u>	<u>1.02</u>	共通仮設費（率分）	<u>1.02</u>	現場管理費（率分）	<u>1.05</u>
	<u>週単位の週休2日</u> <u>現場閉所</u> <u>1週間に2日以上</u>	<u>月単位の週休2日</u> <u>現場閉所率</u> <u>28.5%（8日/28日）以上</u>																								
労務費	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>																								
[削る]	[削る]																									
共通仮設費（率分）	<u>1.05</u>	<u>1.04</u>																								
現場管理費（率分）	<u>1.06</u>	<u>1.05</u>																								
	<u>4週8休以上</u> <u>現場閉所率</u> <u>28.5%（8日/28日）以上</u>																									
労務費	<u>1.02</u>																									
<u>機械経費（賃料）</u>	<u>1.02</u>																									
共通仮設費（率分）	<u>1.02</u>																									
現場管理費（率分）	<u>1.05</u>																									

宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領 新旧対照表（令和7年11月）

< 改定後 令和7年11月 >	< 現 行 令和6年11月 >																																																																																						
2 発注者は、第5条第7項のPR看板の設置費用について、物価資料の「工事標示板」の費用を共通仮設費の営繕費に積み上げて計上する。ただし、現場環境改善費を計上している場合は、現場環境改善費率に含まれるため、別途計上しないものとする。<u>（災害復旧事業は除く）</u>	2 発注者は、第5条第7項のPR看板の設置費用について、物価資料の「工事標示板」の費用を共通仮設費の営繕費に積み上げて計上する。ただし、現場環境改善費を計上している場合は、現場環境改善費率に含まれるため、別途計上しないものとする。																																																																																						
3 補正方法 ○労務費＝労務費合計×週休2日補正係数 <u>〔削る〕</u> ○共通仮設費（率分）＝対象金額×共通仮設費率×施工地域を考慮した補正係数×週休2日補正係数 ○現場管理費（率分）＝対象金額×現場管理費率×施工地域を考慮した補正係数×週休2日補正係数	3 補正方法 ○労務費＝労務費合計×週休2日補正係数 <u>○機械経費（賃料）＝機械経費（賃料）合計×週休2日補正係数</u> ○共通仮設費（率分）＝対象金額×共通仮設費率×施工地域を考慮した補正係数×週休2日補正係数 ○現場管理費（率分）＝対象金額×現場管理費率×施工地域を考慮した補正係数×週休2日補正係数																																																																																						
4 【略】	4 【略】																																																																																						
5 市場単価方式・土木工事標準単価による週休2日の積算にあたっては、現場の閉所状況に応じて、下表の補正係数を乗じるものとする。	5 市場単価方式・土木工事標準単価による週休2日の積算にあたっては、現場の閉所状況に応じて、下表の補正係数を乗じるものとする。																																																																																						
市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数 <table><tr><th rowspan="2">名称</th><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">補正係数</th></tr><tr><th><u>週単位</u></th><th><u>月単位</u></th></tr><tr><td>鉄筋工（太径鉄筋を含む）</td><td></td><td><u>1.02</u></td><td><u>1.02</u></td></tr><tr><td>鉄筋工（ガス圧接）</td><td></td><td><u>1.01</u></td><td><u>1.01</u></td></tr><tr><td rowspan="2">防護柵設置工（ガードレール）</td><td>設置</td><td><u>1.00</u></td><td><u>1.00</u></td></tr><tr><td>撤去</td><td><u>1.02</u></td><td><u>1.02</u></td></tr><tr><td rowspan="2">防護柵設置工（横断・転落防止柵）</td><td>設置</td><td><u>1.02</u></td><td><u>1.02</u></td></tr><tr><td>撤去</td><td><u>1.02</u></td><td><u>1.02</u></td></tr><tr><td>防護柵設置工（落石防護柵）</td><td></td><td><u>1.01</u></td><td><u>1.01</u></td></tr><tr><td>防護柵設置工（落石防止柵）</td><td></td><td><u>1.01</u></td><td><u>1.01</u></td></tr><tr><td rowspan="2">防護柵設置工（ガードパイプ）</td><td>設置</td><td><u>1.00</u></td><td><u>1.00</u></td></tr><tr><td>撤去</td><td><u>1.02</u></td><td><u>1.02</u></td></tr><tr><td rowspan="2">道路標識設置工</td><td>設置</td><td><u>1.00</u></td><td><u>1.01</u></td></tr><tr><td>撤去・移設</td><td><u>1.01</u></td><td><u>1.01</u></td></tr></table>	名称	区分	補正係数		<u>週単位</u>	<u>月単位</u>	鉄筋工（太径鉄筋を含む）		<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	鉄筋工（ガス圧接）		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	防護柵設置工（ガードレール）	設置	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>	撤去	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	撤去	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	防護柵設置工（落石防護柵）		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	防護柵設置工（落石防止柵）		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>	撤去	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	道路標識設置工	設置	<u>1.00</u>	<u>1.01</u>	撤去・移設	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数 <table><tr><th rowspan="2">名称</th><th rowspan="2">区分</th><th>補正係数</th></tr><tr><th><u>4週8休以上</u></th></tr><tr><td>鉄筋工（太径鉄筋を含む）</td><td></td><td><u>1.02</u></td></tr><tr><td>鉄筋工（ガス圧接）</td><td></td><td><u>1.02</u></td></tr><tr><td rowspan="2">防護柵設置工（ガードレール）</td><td>設置</td><td><u>1.00</u></td></tr><tr><td>撤去</td><td><u>1.02</u></td></tr><tr><td rowspan="2">防護柵設置工（横断・転落防止柵）</td><td>設置</td><td><u>1.02</u></td></tr><tr><td>撤去</td><td><u>1.02</u></td></tr><tr><td>防護柵設置工（落石防護柵）</td><td></td><td><u>1.01</u></td></tr><tr><td>防護柵設置工（落石防止柵）</td><td></td><td><u>1.01</u></td></tr><tr><td rowspan="2">防護柵設置工（ガードパイプ）</td><td>設置</td><td><u>1.00</u></td></tr><tr><td>撤去</td><td><u>1.02</u></td></tr><tr><td rowspan="2">道路標識設置工</td><td>設置</td><td><u>1.00</u></td></tr><tr><td>撤去・移設</td><td><u>1.02</u></td></tr></table>	名称	区分	補正係数	<u>4週8休以上</u>	鉄筋工（太径鉄筋を含む）		<u>1.02</u>	鉄筋工（ガス圧接）		<u>1.02</u>	防護柵設置工（ガードレール）	設置	<u>1.00</u>	撤去	<u>1.02</u>	防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	<u>1.02</u>	撤去	<u>1.02</u>	防護柵設置工（落石防護柵）		<u>1.01</u>	防護柵設置工（落石防止柵）		<u>1.01</u>	防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	<u>1.00</u>	撤去	<u>1.02</u>	道路標識設置工	設置	<u>1.00</u>	撤去・移設	<u>1.02</u>
名称			区分	補正係数																																																																																			
	<u>週単位</u>	<u>月単位</u>																																																																																					
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		<u>1.02</u>	<u>1.02</u>																																																																																				
鉄筋工（ガス圧接）		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>																																																																																				
防護柵設置工（ガードレール）	設置	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>																																																																																				
	撤去	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>																																																																																				
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>																																																																																				
	撤去	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>																																																																																				
防護柵設置工（落石防護柵）		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>																																																																																				
防護柵設置工（落石防止柵）		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>																																																																																				
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>																																																																																				
	撤去	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>																																																																																				
道路標識設置工	設置	<u>1.00</u>	<u>1.01</u>																																																																																				
	撤去・移設	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>																																																																																				
名称	区分	補正係数																																																																																					
		<u>4週8休以上</u>																																																																																					
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		<u>1.02</u>																																																																																					
鉄筋工（ガス圧接）		<u>1.02</u>																																																																																					
防護柵設置工（ガードレール）	設置	<u>1.00</u>																																																																																					
	撤去	<u>1.02</u>																																																																																					
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	<u>1.02</u>																																																																																					
	撤去	<u>1.02</u>																																																																																					
防護柵設置工（落石防護柵）		<u>1.01</u>																																																																																					
防護柵設置工（落石防止柵）		<u>1.01</u>																																																																																					
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	<u>1.00</u>																																																																																					
	撤去	<u>1.02</u>																																																																																					
道路標識設置工	設置	<u>1.00</u>																																																																																					
	撤去・移設	<u>1.02</u>																																																																																					

宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休２日工事」実施要領 新旧対照表（令和７年１１月）

< 改定後 令和7年11月 >					< 現 行 令和6年11月 >					
	道路付属物設置工	設置	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>		道路付属物設置工	設置	<u>1.01</u>		
		撤去	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>			撤去	<u>1.02</u>		
	法面工		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>		法面工		<u>1.01</u>		
	吹付砕工		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>		吹付砕工		<u>1.01</u>		
	軟弱地盤処理工		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>		軟弱地盤処理工		<u>1.01</u>		
	橋梁用伸縮継手装置設置工		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>		橋梁用伸縮継手装置設置工		<u>1.01</u>		
	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		<u>1.02</u>	<u>1.02</u>		橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		<u>1.02</u>		
	橋面防水工		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>		橋面防水工		<u>1.01</u>		
土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数					土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数					
名称		区分	補正係数		名称		区分	補正係数		
			<u>週単位</u>	<u>月単位</u>				4週8休以上		
区画線工			<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	区画線工			<u>1.02</u>		
排水構造物工			<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	排水構造物工			<u>1.02</u>		
コンクリートブロック積工			<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	コンクリートブロック積工			<u>1.00</u>		
構造物とりこわし工	機械		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	構造物とりこわし工	機械		<u>1.02</u>		
	人力		<u>1.02</u>	<u>1.02</u>		人力		<u>1.02</u>		
<u>橋梁鋼橋塗装工</u>			<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	鋼橋塗装工			<u>1.01</u>		
第8【略】					第8【略】					
【第Ⅱ編】交替制					【第Ⅱ編】交替制					
(用語の定義)					(用語の定義)					
第9 交替制における次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。					第9 交替制における次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。					
(1) 週休2日					(1) 週休2日					
対象期間において <u>技術者及び技能労働者が交替しながら、「週単位の週休2日」の場合は1週間に2日以上休日を確保、「月単位の週休2日」及び「通期の週休2日」の場合は4週8休以上の休日を確保する</u> ことをいう。					対象期間において、 <u>4週8休以上となる</u> ことをいう。					
(2)【略】					(2)【略】					
<u>(3) 1週間に2日以上の日</u>					<u>【追加】</u>					

宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休２日工事」実施要領 新旧対照表（令和７年１１月）

< 改定後 令和7年11月 >	< 現 行 令和6年11月 >															
<u>対象期間内に現場に従事した技術者及び技術労働者の平均休日数の割合(以下「休日率」という。)</u> <u>が、28.5%（2日/7日）以上の水準に達する状態をいう。</u> <u>(4)</u> 4週8休以上 対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。 (実施方法) 第10 発注者は、週休2日工事の実施に当たって、別紙2に基づき入札公告及び特記仕様書に、「週休2日工事」である旨及び工事の型式（種別）を明示するものとする。 2 受注者は、週休2日工事の対象期間を通して、当該工事の技術者及び技能労働者が交替しながら、4週8休以上を確保するものとし、施工計画書の<u>法定休暇・所定休暇</u>の事項において当該工事が週休2日に取り組む旨を明示すること。（明示方法は任意とする。） また、対象者は、施工体制台帳上の元請及び下請負人の技術者及び技能労働者とし、非常勤の者（臨時で従事する者）は除く。 3～6【略】 第11【略】 (積算方法) 第12 発注者は、<u>当初発注時においては補正係数なしで積算し、工事着手前に「通期の週休2日」、「月単位の週休2日」、「週単位の週休2日」のいずれに取り組むか協議するものとする。受注者が、協議に基づき、「月単位の週休2日」又は「週単位の週休2日」に取り組み、達成した場合は、精算変更時に以下の補正係数及び第5項の補正係数に基づき、達成した区分に応じた補正係数を各経費に乗じて変更するものとする。</u> <table><tr><td></td><td><u>交替制による週単位の週休2日</u> <u>（休日率28.5% （2日/7日）以上）</u></td><td><u>交替制による月単位の週休2日</u> <u>（休日率28.5% （8日/28日）以上）</u></td></tr><tr><td>労務費</td><td><u>1.02</u></td><td><u>1.02</u></td></tr><tr><td>現場管理費（率分）</td><td><u>1.03</u></td><td><u>1.02</u></td></tr></table>		<u>交替制による週単位の週休2日</u> <u>（休日率28.5% （2日/7日）以上）</u>	<u>交替制による月単位の週休2日</u> <u>（休日率28.5% （8日/28日）以上）</u>	労務費	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	現場管理費（率分）	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>	<u>(3)</u> 4週8休以上 対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。 (実施方法) 第10 発注者は、週休2日工事の実施に当たって、別紙2に基づき入札公告及び特記仕様書に、「週休2日工事」である旨及び工事の型式（種別）を明示するものとする。 2 受注者は、週休2日工事の対象期間を通して、当該工事の技術者及び技能労働者が交替しながら、4週8休以上の休日数を確保するものとし、施工計画書の<u>その他</u>の事項において当該工事が週休2日に取り組む旨を明示すること。（明示方法は任意とする。） また、対象者は、施工体制台帳上の元請及び下請負人の技術者及び技能労働者とし、非常勤の者（臨時で従事する者）は除く。 3～6【略】 第11【略】 (積算方法) 第12 発注者は、<u>当初積算において4週8休以上の達成を前提とした以下の補正係数を各経費に乗じるものとする。</u> <u>なお、設計変更時において4週8休に満たない場合は、全ての補正分を減額変更するものとする。</u> <table><tr><td></td><td><u>4週8休以上</u> <u>（休日率28.5% （8日/28日）以上）</u></td></tr><tr><td>労務費</td><td><u>1.02</u></td></tr><tr><td>現場管理費（率分）</td><td><u>1.01</u></td></tr></table>		<u>4週8休以上</u> <u>（休日率28.5% （8日/28日）以上）</u>	労務費	<u>1.02</u>	現場管理費（率分）	<u>1.01</u>
	<u>交替制による週単位の週休2日</u> <u>（休日率28.5% （2日/7日）以上）</u>	<u>交替制による月単位の週休2日</u> <u>（休日率28.5% （8日/28日）以上）</u>														
労務費	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>														
現場管理費（率分）	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>														
	<u>4週8休以上</u> <u>（休日率28.5% （8日/28日）以上）</u>															
労務費	<u>1.02</u>															
現場管理費（率分）	<u>1.01</u>															

宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休２日工事」実施要領 新旧対照表（令和７年１１月）

< 改定後 令和７年１１月 >	< 現 行 令和６年１１月 >
２ 発注者は、第５条第７項のＰＲ看板の設置費用について、物価資料の「工事標示板」の費用を共通仮設費の営繕費に積み上げて計上する。ただし、現場環境改善費を計上している場合は、現場環境改善費率に含まれるため、別途計上しないものとする。<u>（災害復旧事業は除く）</u> ３【略】 （工事成績考査等） 第１３【略】 附 則 この要領は、令和２年１０月１日から施行する。 この要領は、令和３年４月１日から施行する。 この要領は、令和３年１０月１日から施行する。 この要領は、令和４年４月１日から施行する。ただし、令和４年３月３１日以前に入札公告したモデル工事で令和４年４月１日以降に完成検査を行うものについては、要領第８条第１項における工事成績考査への加点評価は令和４年４月１日施行の要領を適用する。 この要領は、令和４年１１月１日から施行する。ただし、令和４年１０月３１日以前に入札公告したモデル工事については従前の要領による。 この要領は、令和５年４月１日から施行する。 この要領は、令和５年１１月１日から施行する。ただし、令和５年１０月３１日以前に入札公告したモデル工事については従前の要領による。 この要領は、令和６年４月１日から施行する。ただし、令和６年３月３１日以前に入札公告したモデル工事については従前の要領による。 この要領は、令和６年１１月１日から施行する。ただし、令和６年１０月３１日以前に入札公告した工事については従前の要領による。 この要領は、令和７年１１月１日から施行する。ただし、令和７年１０月３１日以前に入札公告した工事については従前の要領による。	２ 発注者は、第５条第７項のＰＲ看板の設置費用について、物価資料の「工事標示板」の費用を共通仮設費の営繕費に積み上げて計上する。ただし、現場環境改善費を計上している場合は、現場環境改善費率に含まれるため、別途計上しないものとする。 ３【略】 第１３【略】 附 則 この要領は、令和２年１０月１日から施行する。 この要領は、令和３年４月１日から施行する。 この要領は、令和３年１０月１日から施行する。 この要領は、令和４年４月１日から施行する。ただし、令和４年３月３１日以前に入札公告したモデル工事で令和４年４月１日以降に完成検査を行うものについては、要領第８条第１項における工事成績考査への加点評価は令和４年４月１日施行の要領を適用する。 この要領は、令和４年１１月１日から施行する。ただし、令和４年１０月３１日以前に入札公告したモデル工事については従前の要領による。 この要領は、令和５年４月１日から施行する。 この要領は、令和５年１１月１日から施行する。ただし、令和５年１０月３１日以前に入札公告したモデル工事については従前の要領による。 この要領は、令和６年４月１日から施行する。ただし、令和６年３月３１日以前に入札公告したモデル工事については従前の要領による。 この要領は、令和６年１１月１日から施行する。ただし、令和６年１０月３１日以前に入札公告した工事については従前の要領による。

別紙２

宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領 新旧対照表（令和7年11月）

< 改定後 令和7年11月 >	< 現 行 令和6年11月 >																																
別紙2 入札公告及び特記仕様書への「週休2日工事」である旨の明示 1. 入札公告への明示 「週休2日工事」は、入札公告に以下のとおり記載するものとする。 入札公告 ○. その他 （○）本工事は、週休2日工事（現場閉所型・交替制）の対象である。 ↑ どちらかを記載すること 2. 特記仕様書（施工条件明示書）への明示 「週休2日工事」は、特記仕様書（施工条件明示書）及び入札公告への明示と整合を図り、齟齬の無いように留意すること。 <table><tr><th colspan="4">15 「週休2日工事」の適用の有無</th></tr><tr><td>(1) 「週休2日工事」</td><td> 対象 </td><td> 実施困難工事 </td><td>1. 「週休2日工事」の対象工事の場合は、宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領に基づき行うこととする。 なお、「週休2日工事」の種別及び区分については、下記(2)、(3)のとおりとする。 2. 実施要領は農政部農村振興課ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin/)に掲載しているので参照すること。 3. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が建設業で適用されたことを踏まえ、週休2日の確保を目指す。「週休2日工事」での発注を原則とする。ただし応急復旧工事などの場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として、下欄にその理由を記載する。</td></tr><tr><td>(2) 「週休2日工事」の種別</td><td> 現場閉所型 交替制 </td><td></td><td>実施困難工事の理由 (例) ・応急復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり、週休2日の確保が困難なため</td></tr><tr><td>(3) 「週休2日工事」の区分</td><td colspan="3">当初発注においては、補正係数なしで積算しており、「月単位の週休2日」、「週単位の週休2日」に取り組み、達成した場合は、精算変更時に達成した区分に応じた週休2日の補正係数に変更する。</td></tr></table>	15 「週休2日工事」の適用の有無				(1) 「週休2日工事」	対象	実施困難工事	1. 「週休2日工事」の対象工事の場合は、宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領に基づき行うこととする。 なお、「週休2日工事」の種別及び区分については、下記(2)、(3)のとおりとする。 2. 実施要領は農政部農村振興課ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin/)に掲載しているので参照すること。 3. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が建設業で適用されたことを踏まえ、週休2日の確保を目指す。「週休2日工事」での発注を原則とする。ただし応急復旧工事などの場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として、下欄にその理由を記載する。	(2) 「週休2日工事」の種別	現場閉所型 交替制		実施困難工事の理由 (例) ・応急復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり、週休2日の確保が困難なため	(3) 「週休2日工事」の区分	当初発注においては、補正係数なしで積算しており、「月単位の週休2日」、「週単位の週休2日」に取り組み、達成した場合は、精算変更時に達成した区分に応じた週休2日の補正係数に変更する。			入札公告及び特記仕様書への「週休2日工事」である旨の明示 1. 入札公告への明示 「週休2日工事」は、入札公告に以下のとおり記載するものとする。 入札公告 ○. その他 （○）本工事は、週休2日工事（現場閉所型・交替制）の対象である。 ↑ どちらかを記載すること 2. 特記仕様書（施工条件明示書）への明示 「週休2日工事」は、特記仕様書（施工条件明示書）及び入札公告への明示と整合を図り、齟齬の無いように留意すること。 <table><tr><th colspan="4">15 「週休2日工事」の適用の有無</th></tr><tr><td>(1) 「週休2日工事」</td><td> 対象 </td><td> 実施困難工事 </td><td>1. 「週休2日工事」の対象工事の場合は、宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領に基づき行うこととする。 なお、「週休2日工事」の種別については、下記(2)のとおりとし、「週休2日」を行うものとする。 2. 実施要領は農政部農村振興課ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin/)に掲載しているので参照すること。 3. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が令和6年4月から建設業で適用されることを踏まえ、令和6年4月には、週休2日の確保を目指すことから、「週休2日工事」での発注を原則とする。ただし応急復旧工事などの場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として、下欄にその理由を記載する。</td></tr><tr><td>(2) 「週休2日工事」の種別</td><td> 現場閉所型 交替制 </td><td></td><td>実施困難工事の理由 (例) ・応急復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり、週休2日の確保が困難なため</td></tr><tr><td></td><td colspan="3">現場閉所型:巡回・パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通じて現場や現場事務所を閉鎖する。 交替制:現場閉鎖を行うことが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を行う。</td></tr></table>	15 「週休2日工事」の適用の有無				(1) 「週休2日工事」	対象	実施困難工事	1. 「週休2日工事」の対象工事の場合は、宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領に基づき行うこととする。 なお、「週休2日工事」の種別については、下記(2)のとおりとし、「週休2日」を行うものとする。 2. 実施要領は農政部農村振興課ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin/)に掲載しているので参照すること。 3. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が令和6年4月から建設業で適用されることを踏まえ、令和6年4月には、週休2日の確保を目指すことから、「週休2日工事」での発注を原則とする。ただし応急復旧工事などの場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として、下欄にその理由を記載する。	(2) 「週休2日工事」の種別	現場閉所型 交替制		実施困難工事の理由 (例) ・応急復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり、週休2日の確保が困難なため		現場閉所型:巡回・パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通じて現場や現場事務所を閉鎖する。 交替制:現場閉鎖を行うことが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を行う。		
15 「週休2日工事」の適用の有無																																	
(1) 「週休2日工事」	対象	実施困難工事	1. 「週休2日工事」の対象工事の場合は、宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領に基づき行うこととする。 なお、「週休2日工事」の種別及び区分については、下記(2)、(3)のとおりとする。 2. 実施要領は農政部農村振興課ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin/)に掲載しているので参照すること。 3. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が建設業で適用されたことを踏まえ、週休2日の確保を目指す。「週休2日工事」での発注を原則とする。ただし応急復旧工事などの場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として、下欄にその理由を記載する。																														
(2) 「週休2日工事」の種別	現場閉所型 交替制		実施困難工事の理由 (例) ・応急復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり、週休2日の確保が困難なため																														
(3) 「週休2日工事」の区分	当初発注においては、補正係数なしで積算しており、「月単位の週休2日」、「週単位の週休2日」に取り組み、達成した場合は、精算変更時に達成した区分に応じた週休2日の補正係数に変更する。																																
15 「週休2日工事」の適用の有無																																	
(1) 「週休2日工事」	対象	実施困難工事	1. 「週休2日工事」の対象工事の場合は、宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領に基づき行うこととする。 なお、「週休2日工事」の種別については、下記(2)のとおりとし、「週休2日」を行うものとする。 2. 実施要領は農政部農村振興課ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin/)に掲載しているので参照すること。 3. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が令和6年4月から建設業で適用されることを踏まえ、令和6年4月には、週休2日の確保を目指すことから、「週休2日工事」での発注を原則とする。ただし応急復旧工事などの場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として、下欄にその理由を記載する。																														
(2) 「週休2日工事」の種別	現場閉所型 交替制		実施困難工事の理由 (例) ・応急復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり、週休2日の確保が困難なため																														
	現場閉所型:巡回・パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通じて現場や現場事務所を閉鎖する。 交替制:現場閉鎖を行うことが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を行う。																																

宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領 新旧対照表（令和7年11月）

< 改定後 令和7年11月 >

< 現 行 令和6年11月 >

休日等取得実績書(現場閉所型)

工事番号：R7〇〇地区(△△△)～□□□号
工事名：〇〇〇地区V▽V工事

別紙2-1

令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	累計		
		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	休工 日数 ■	作業 日数 ○	
工程	現場事務所の設置、 資機材の搬入																																	
	構造物撤去工																																	
	仮設工																																	
	橋脚基礎工																																	
	橋脚本体工																																	
	後片付け																																	
休日取得実績		○	○	○	○	○	○	■	■	○	○	○	○	■	■	○	○	○	○	○	○	○	○	■	○	○	○	○	■	■	○	9日	21日	
(備考) 降雨や降雪、猛暑日のほか、現場条件(関係機関との協議、関連工事との調整など)による作業の遅延が著しく発生した場合は、工事変更を検討のうえ、これによりがたい場合は、非出欠繰延工、関連工事との調整などにより、非対象期間の発生や休工日の発生(完全週休2日の発生)は発生、1単位の週休2日の場合は翌月までの累積に努めることなど、実施注意書の協定により、協議に対応する。																																〇〇月現場閉所率 対象期間①: 30日 休工日②: 9日 現場閉所率 = ②/① = 30.0% 累計現場閉所率 対象期間①: 61日 休工日②: 20日 現場閉所率 = ②/① = 32.7%		

各週単位の現場閉所状況 ※完全週休2日に振り込む場合に記入		対象期間	△月△日～△月△日(7日間)	〇月2日～8日(7日間)	〇月9日～15日(7日間)	〇月16日～22日(7日間)	〇月23日～29日(7日間)	〇月30日～〇月〇日(7日間)
各週現場閉所率	現場閉所率 = ②/①(28.5%) ※前月の休日等取得実績報告より確認	現場閉所率 = 2/7(28.5%)	現場閉所率 = 3/7(42.8%)	現場閉所率 = 3/7(42.8%)	現場閉所率 = 1/7(14.2%)	現場閉所率 = 3/7(42.8%)	現場閉所率 = 2/7(28.5%)	現場閉所率は、翌月の休日等取得実績報告書により確認

※現場条件等の制約により、実施書の責に於て、必要に随従作業が必要な場合は、実施注意書の協定により、2週間単位で現場閉所率を確認。

休日等取得実績書(現場閉所型)

工事番号：R6〇〇地区(△△△)～□□□号
工事名：〇〇〇地区V▽V工事

別紙3-1

令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	累計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水

宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領 新旧対照表（令和7年11月）

[illegible]